

介護職員等特定処遇改善加算について

介護老人保健施設啜生会遊々館では、令和1年10月1日より介護職員等特定処遇改善加算を算定しています。

当該加算を算定するには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ一つ以上取り組んでいること。
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行なっていること。

①【施設・在宅サービス】

介護老人保健施設	介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ
(予防) 短期入所療養介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ
(予防) 通所リハビリテーション	介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ

②【職場環境等要件】

<資質の向上>

働きながら介護福祉士取得を目指す職員に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員に対する認知症ケア、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減する為の代替職員の確保を含む）します。施設内では、介護職員の能力向上の為、伝達研修・接遇研修などを実施します。

<労働環境・処遇の改善>

- ・介護ソフト活用（ケア内容などをタブレット端末含む）による情報共有などによる介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による業務省力化。
- ・新人介護職員の早期離職防止の為、新人マニュアル作成・新人指導者担当者制度などを実施しています。
- ・健康診断・ストレスチェックなどの健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペースなどの整備。
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減の為の介護ロボットや特浴、電動ベッドを導入。

<その他>

- ・他分野からの転職者、中高年齢などの中途採用。
- ・障がい者を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務日数・勤務時間にも配慮しています。
- ・非常勤職員から常勤職員への転換

③見える化要件について：独自のホームページへの掲載